

令和7年度 予算編成方針

ちょうどいい、みつけた。

廿日市市

はつかいちし

目次

I	本市の財政状況(普通会計)	1
II	我が国経済と国の動向	2
III	予算編成方針について	3
IV	予算フレーム・予算要求基準	5
V	個別事項	6

本市の財政状況（普通会計）【令和5年度決算】

直面する課題に対応しつつ、引き続き財政の健全性を保持する必要がある。

■ 中期財政運営方針（令和3年度～令和7年度）に定める財政指標の目標値の達成状況

項 目	令和4年度 決 算	令和5年度			目標値 (令和7年度)
		① 推 計	② 決 算	差 引 (②－①)	
財政調整基金残高	64.7 億円	60.1 億円	65.5 億円	5.4 億円	40億円 以上
経常収支比率	94.5 %	95.6 %	95.4 %	△ 0.2 %	95% 以下
将来負担比率	73.8 %	74.7 %	64.7 %	△10.0 %	85% 以下

令和5年度決算は黒字だが、前年度と比較すると経常収支比率は悪化しており、引き続き市債残高の縮減により公債費を抑えるなど、持続可能な財政運営に向けた取組を行う必要がある。

■ 今後の財政運営上の課題と対応等

課 題

【歳入環境】

- 一般財源(市税や地方交付税等)は大幅な増加は見込めない
- 将来を見据えた財源確保の取組

【歳出環境】

- 人件費や扶助費など義務的経費の増加
- 公共施設の維持管理、長寿命化・更新に要する経費の増加

【その他】

- 自然災害や物価上昇等による財政運営上のリスクの顕在化
- 今後の投資的経費の増加等に伴う将来負担の増加への懸念

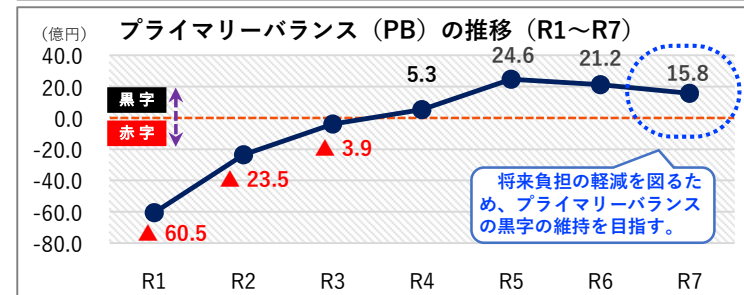
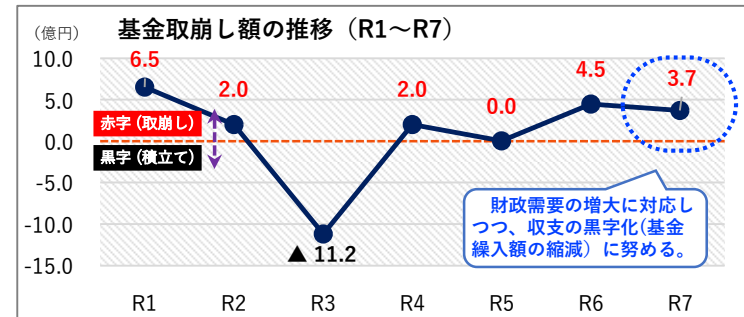
対応・取組の方向性

- ・毎年度の歳入規模(額)に応じた予算編成
- ・新たな発想による積極的な歳入確保

- ・様々な財政需要への迅速かつ的確な対応
- ・公共施設マネジメント基本方針による「量」と「質」の改革

- ・緊急の財政需要や安定した事業実施のための基金確保
- ・将来負担を考慮した普通建設事業の平準化や市債残高の適正管理

※下のグラフは、中期財政収支見通し(令和3年3月策定、令和6年9月更新)の数値



Ⅱ 我が国経済と国の動向

■月例経済報告（令和6年8月） 内閣府 令和6年8月29日

景気は、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続等に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。

「経済財政運営と改革の基本方針2024」

令和6年6月21日 閣議決定

～ 賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現 ～

成長型の新たな経済ステージへの移行 デフレからの完全脱却、賃上げを起点とした所得と生産性の向上

社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現

所得増加及び賃上げ定着

- 賃上げの促進
- 三位一体の労働市場改革 等

中堅・中小企業の活性化

- 人手不足への対応
- 中堅・中小企業の稼ぐ力 等

投資の拡大、革新技术の社会実装

- D X
- G X・エネルギー安全保障 等

スタートアップのネットワーク形成や 海外との連結性向上

- スタートアップの支援 等

地方創生及び地域における社会課題への 対応

- デジタル田園国家構想と地方創生の新展開 等

幸せを実感できる包摂社会の 実現

- 共生・共助・女性活躍社会づくり 等

持続的な経済成長の礎となる 国際環境変化への対応

- 外交・安全保障 等

防災・減災及び国土強靱化 の推進

- 防災・減災及び国土強靱化 等

■国の概算要求（一般会計）

過去最大

117.6兆円

対前年度 +3.2兆円（+2.8%）

■令和7年度地方財政の課題

総務省 令和6年8月30日

- ① 地域経済の好循環・持続可能な地域社会の実現等に向けた重要課題への対応
- ② 地方の一般財源総額の確保等（地方交付税の総額確保と臨財債の発行抑制）
- ③ 地域DXの推進と財政マネジメントの強化

●令和7年度地方財政収支の仮試算【概算要求時】（前年度比較）

一般財源総額 +2.0%（地方税 +3.5%、地方交付税 +1.7%、臨時財政対策債 +70.4%）

III 予算編成方針について

■ 基本方針

財政の健全性を保持し、将来にわたり持続可能な財政基盤の構築を図るとともに、第6次廿日市市総合計画後期基本計画の最終年であることを踏まえ、まちづくり指標の進捗状況等を改めて確認・認識したうえで、目指す将来像である

「挑戦！豊かさと活力あるまち はつかいち」の実現と、

「次世代に豊かな廿日市を引き継ぐ」ための施策・事業に取り組む。

第6次総合計画後期基本計画

に掲げる **4つの方向性**(34の施策方針)に基づく事業の実施



- 方向性1 **くらしを守る**
- 方向性2 **人を育む**
- 方向性3 **資源を活かす**
- 方向性4 **新たな可能性に挑む**

【計画期間】

R3年度

R4年度

R5年度

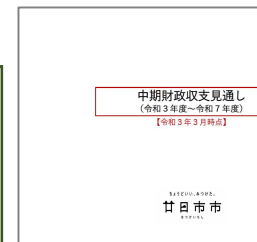
R6年度

R7年度

中期財政運営方針

に掲げる **3つの基本方針**に基づく財政運営

- ① **財政運営上のリスクに備える**
【財政指標：財政調整基金残高】
- ② **弾力性のある財政構造を確立する**
【財政指標：経常収支比率】
- ③ **将来世代への過度な負担を残さない**
【財政指標：将来負担比率】



III 予算編成方針について

● 予算編成に当たって

物価高騰や賃上げの影響を引き続き注視し、常に変化する社会経済環境に柔軟に対応しつつ、本市の有する地域資源を活かしながら、**効率的・効果的に**取り組む必要がある。

また、**こども・子育て支援**の取組や**今後の人口減少、超高齢社会の進展**、これらに伴う**地域課題の変化**への対応を引き続き進め、**DX（デジタル・トランスフォーメーション）**や**多様化・高度化する行政課題**への対応、**将来に渡って持続可能なまちづくり**に向けた取組を行う必要がある。

これらを踏まえ、次に掲げる事項を重視した予算編成とする。

● 重視する視点・方向性

視点・方向性



① 成長を続け、人を守りはぐくむまちへ

活気にあふれ、安心して暮らし続けられるまちづくり

② ポテンシャルを活かし、未来を切り拓く挑戦

「地域資源」を活かし、未来の可能性に挑む

③ 持続可能な行財政運営の推進

将来世代への過度な負担の回避と新たな行政需要への財源創出

重点的・戦略的な取組

- ◎ 子育てしやすいまちづくり
- ◎ 都市構造の再構築、コンパクトシティの形成
- ◎ ゼロカーボンシティの推進
- ◎ 持続可能な観光地域づくり
- ◎ スポーツを核としたまちづくり
- ◎ 持続可能な中山間地域への対応
- ◎ DXの推進
- ◎ 物価高騰などへの的確な対応

- ◎ ビルド・アンド・スクラップ、事務事業の見直しによる財源の創出・確保
- ◎ トータルコスト(イニシャル・ランニング)の考慮、エビデンスに基づく事業構築
- ◎ 市債借入抑制、プライマリーバランス黒字の維持

Ⅳ 予算フレーム・予算要求基準

◇ 当初予算フレーム（一般会計）

令和7年度当初予算の歳出フレームを 600億円（一般財源ベース360億円）とし、
財源不足に伴う基金繰入額は 10億円以内 を目標として予算編成を行う。

※予算フレームは、中期財政収支見通し(普通会計・決算)をベースに、所要の調整を行い、一般会計の当初予算の見込額(フレーム)を算出した。
また、国の動き(補正予算等)を踏まえ、3月補正等と当初予算を一体的なものとして編成することを前提とした当初予算フレームとしている。

(単位：億円)

区 分	① R6予算		② R7予算フレーム		増 減 (②-①)		備 考 ※R6予算とR7予算フレーム との増減内容等
	予算総額	一般財源	予算総額	一般財源	予算総額	一般財源	
① 歳入 (基金繰入除き)	578.0	338.9	590.0	351.0	12.0	12.1	増) 市税、地方交付税 減) 地方特例交付金
② 歳出	590.9	349.8	600.0	360.0	9.1	10.2	増) 人件費、投資的経費等 減) 物価高騰対応、公債費等
差し引き (①-②)	△12.9	△10.9	△10.0	△9.0	2.9	1.9	
基金繰入額	12.9	10.9	10.0	9.0	△2.9	△1.9	

※基金繰入額は、財政調整基金及び公共施設等整備基金からの繰入額

◇ 予算要求基準（目安）

- 経常的経費(義務的経費等を除く)：令和6年度予算額(一般財源ベース)と 同額以内
- 臨時的経費(戦略的事業等を除く)：令和6年度予算額(一般財源ベース)と 同額以内

V 個別事項

1 歳入に関する事項

歳入については、「既存歳入の確保」、「新たな歳入の創出」、「歳入の源泉の涵養」に努め、予算の積算に当たっては、決算の状況や今後の見込み等を的確に把握し、適切な収入額を見込むこと。

(1) 市税等の収納率の維持向上及び債権管理の適正化

市税及びその他の債権について、財源の確保と住民負担の公平性の観点から、引き続き、市税にあっては、「廿日市市債権管理計画」に基づく収納率の維持向上に務めるとともに、債権にあっては、「廿日市市債権管理条例」に基づく債権管理の適正化を図ること。

(2) 将来世代への負担の適正化

世代間の負担の公平性や年度間の財政負担の調整などを行うため、事業費の財源として市債の借入を行うが、プライマリーバランス黒字の維持に向け、交付税措置率の高い市債に限り借入を行うなど、市債の借入・残高の抑制に努めること。

(3) 保有資産の利活用の最適化

本市が保有する土地・建物等の資産については、貴重な経営資源として捉え、現状把握、適正な維持管理、利用促進を行うとともに、民間活用の検討や、貸付、売却など、資産の利活用の最適化を図ること。

(4) 財源の確保と活用

ふるさと寄附金、市有財産の活用による広告収入、ネーミングライツ、クラウドファンディングの導入、など、あらゆる角度からの財源確保に全庁を挙げて取り組むこと。なお、令和5年度に徴収を開始した宮島訪問税を含め、各財源についてはその活用についてもしっかりと検討すること。

また、社会保障や社会資本整備などの国・県の各種制度のほか、特に国が重点投資する施策の動向、関係予算（財源）を注視し、事業推進に適した財源の確保に全力を挙げること。

V 個別事項

2 歳出に関する事項

最少の経費で最大の効果が発揮できるよう、創意工夫を行い、事業の目的を達成するために必要となる経費を適切に見積もり、決算の状況や今後の見込み等を踏まえた要求を行うこと。

(1) 事業実施・予算執行を踏まえた効率的かつ効果的な執行体制の確保

将来にわたって安定的に行政サービスを提供し、まちづくりを推進するためには、本市の経営資源(人・物・金等)を結集して、効率的かつ効果的な執行体制を確保しなければならない。

予算編成に当たっては、現行の職員体制(配置数)を基本とし、予算の内容や金額だけでなく、執行方法(いつ、だれが、どのように等)についても検討するとともに、時間外勤務の縮減など職員の健康管理にも留意し、部長、課長等のマネジメントの下、計画的かつスピード感を持って事業を推進すること。

(2) D X ・ 民間活用 の 推進

「DX(デジタル・トランスフォーメーション)推進計画」に基づき、あらゆる分野において、デジタル技術の活用・検討を行い、市民サービスの向上や新たなまちづくりの変革に取り組むこと。

「官民連携手法導入検討ガイドライン」に沿って、民間の持つノウハウ、高度な専門性、資金などの活用(PPP/PFI手法)を検討し、質の高い公共サービスの提供を推進するとともに、一層の行政運営の効率化を図ること。

(3) 事務事業の見直しと事業構築のルール の 徹底

ア ビルド・アンド・スクラップの徹底

限られた財源の中で、時代のニーズを踏まえた新たな行政需要へ対応(ビルド)するためには、必ず既存事業の見直し(スクラップ)を行うこと。

イ エビデンスに基づく事業構築

新規・継続に関わらず、事業の必要性(課題、ニーズ等)、目的や実施効果等、その妥当性を裏付ける客観的事実などのエビデンスに基づき事業を構築すること。

ウ トータルコスト(イニシャル・ランニングコスト)の考慮

事業構築に当たっては、初期投資(費用)のみならず、その後の管理運営費用や更新費用を十分に考慮すること。

(4) 公共施設マネジメントの推進

「公共施設マネジメント基本方針」を踏まえ、効率的かつ効果的な管理運営を行うとともに、計画的な点検、修繕の実施により長寿命化を推進し、財政負担の平準化及び将来的な負担の軽減を図ること。

また、新たな建設を行う場合、時代(市民)のニーズを考慮した設計・再配置など、総量の適正化を図ること。

V 個別事項

2 歳出に関する事項（続き）

(5) 災害に強いまちづくりの推進

局地的豪雨や大型台風など自然災害による被害（リスク）を最小限に抑えるため、これまでの防災対策を改めて検証し、ハード・ソフトの両面から、安心・安全に暮らせる災害に強いまちづくりに取り組むこと。

(6) 行政課題等への迅速かつ的確な対応

本市を取り巻く社会経済情勢の変化、多様化・複雑化する市民ニーズを敏感に察知するとともに、新たな行政課題や行政に求められている役割を把握・分析し、迅速かつ的確に対応するために必要となる事業に取り組むこと。

3 その他

(1) 国、県の動向把握と対応

国、県の令和7年度当初予算編成などの動向を注視し、情報収集に努め、政策決定がなされたものや予算案等が判明したものについては、適時、予算編成過程において修正するなど、適切に対応すること。

(3) 各種団体等への補助金・負担金の検証

各種団体等への補助金・負担金については、その目的、意義、効果等を検証、精査し、真に必要な性の高いものに重点化を図るとともに、必要性が薄れてきているものについては、見直し、終期の設定を行うこと。

(2) 議会や監査委員の意見等への対応

議会（決算特別委員会等）や監査委員の意見、指摘事項などについては、それらへの対応の趣旨を踏まえ、速やかに改善等を図るとともに、適切に予算要求すること。

(4) 協働によるまちづくりの推進

廿日市市協働によるまちづくり基本条例における市の責務を理解し、市民との信頼関係を築きながらまちづくりに取り組むことを念頭に事業の実施方法を検証し、協働によるまちづくりに必要となる事業に取り組むこと。